

許可又は変更許可の別	許可
許可証番号	第 3 号
許可者	茨城県公安委員会
特定自動運行実施者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）	株式会社マクニカ 代表取締役 原 一将 代表取締役 三好 哲暢
特定自動運行の経路	茨城県常陸太田市のカインズ常陸太田店北西側から太田さくら認定こども園東側までの片側区間（市道約 200m）
特定自動運行を行う日及び時間帯	平日・土・日・祝日の毎日、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間（4 便程度）、地域住民等を運送する定期運行
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	車両、歩行者及び走路を認識できない降雨や降雪による悪天候、濃霧等でないこと
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 前提となる道路の構造はない。 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 特定自動運行は法定最高速度 60km/h 区間において、最高速度 18km/h で運行するが、交通量は少なく、交差点もないことから他の交通に及ぼす影響は少ない。 なお、特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行用自動車内に乗車する特定自動運行主任者が速やかに手動運転により移動させることから他の交通に及ぼす影響は少ない。
許可年月日	令和 8 年 5 月 13 日
備考	道路交通法第 75 条の 13 第 2 項に基づく意見聴取の結果別紙のとおり

別 紙

○ 道路交通法第 75 条の 13 第 2 項に基づく意見聴取の結果

1 第 1 号関係（国土交通省 関東運輸局長）

一の一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、
について

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、
特段の疑義は確認されなかった。

一の二 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を
常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常
に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした
状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たし
た状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

2 第 2 号関係（常陸太田市長）

常陸太田市では、令和 6 年 2 月 16 日に自動運転による移動サービスを開始し、以降、365 日休まず
運行を実施しており、年間約 13,000 人が利用している。

当該路線は病院や商業施設等を結んでいることから、主に地域の高齢者等の移動手段として利用さ
れており、地域公共交通として生活に無くてはならないものとなっている。

よって、当該特定自動運行は地域住民の移動手段であり、利便性及び福祉の向上に必要なものであ
ると認められる。